

# 役員及び評議員報酬等規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会(以下「協会」という。)の定款第18条及び第37条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第49号)の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、協会を勤務場所として常時職務に服する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費、旅行諸雑費等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

### (報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬等は、原則として無報酬とする。

2 常勤役員には、(別表1)常勤役員俸給表に基づき、役員報酬を支給する。なお、賞与、退職手当は支給しない。

3 監事には、(別表2)監事俸給表に基づき、役員報酬を支給する。なお、賞与、退職手当は支給しない。

### (役員報酬額の決定)

第4条 常勤役員の役員報酬は(別表1)常勤役員俸給表を基準とし、年額の総支給限度額について評議員会で決議し、その範囲内で理事会において決定するものとする。

2 監事の役員報酬は、(別表2)監事俸給表を基準とし、年額の総支給限度額について評議員会において決議し、その範囲内で監事の協議により決定するものとする。

### (役員報酬の支払方法)

第5条 役員報酬は、その金額を通貨で、直接当該役員に支払うものとする。但し、法令に基づき役員報酬から控除すべき金額がある場合には、支払うべき役員報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 役員が役員報酬の全部または一部につき、自己の預金への振込を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(役員報酬の支給日)

第6条 常勤役員の報酬は、年額を等分した月額を毎月21日に支給する。監事の報酬は、年額を2等分した額を、6月21日と12月21日に支給する。但し、支給日が休日にあたるときは、協会職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)に準じて支給する。

(日割計算)

第7条 新たに、常勤役員になった者には、その日から役員報酬を支給する。

2 常勤役員が退職し、又は解任された場合には、その日までの役員報酬を支給する。

3 常勤役員が死亡により退職した場合には、その月までの役員報酬を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により、役員報酬を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その役員報酬額は、その月の総日数から業務日以外の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 前条4項の規定により計算した金額に端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(費用の支給)

第9条 役員等には、その職務を行うために要する費用の支給をすることができる。

2 支給に関し、必要な事項は職員等出張旅費規程による。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この規程は、公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会の設立登記の日(平成23年4月1日)から施行する。

附則

この規程は、平成27年6月2日から施行する。

(別表1) 常勤役員俸給表 (単位:円)

号給数	月 額
1	200, 000
2	250, 000
3	300, 000
4	350, 000
5	400, 000
6	450, 000
7	500, 000

(別表2) 監事俸給表(単位:円)

号級数	年 額
1	240, 000